

26 『玉葉』の鍼灸

寺川華奈

我が国の古代から中世の宮廷に於ける医療事情を伝える資料としても重要である『玉葉』中には、九条兼実の疾病に対して施されてきた医療行為に関する詳細な記載を容易に見つけることができる。

兼実の病歴は長く、その症状が重いことは、「脚病」「脚氣」「風病」「丹（瘡）」「瘡」「咳病（氣）」「寸白」「喉腫」「痢病」、或いは「所労」といった病証を示す熟語が全巻通して頻出することより容易に推察出来る。

そしてそれから逃れる為に、鍼灸・湯治・投薬・加持等が時には単独で、時には組み合わせられて施された。

前回その中でも著者は『玉葉』中の兼実における湯治に着目し、①その行為が在宅中心であること、②計画的にある一定の期間なされていたこと、③信仰的行為としての可能性、等について言及した。

そこで今回は、本書中により多数見受けられる鍼灸治療の記述に着目し、本書を通して未だ不明な中世の鍼灸について一考察を加える事を目的とする。

施灸の最初の記載は仁安二年（一一六七）七月二十四日、兼実十八歳の時の「今日余加灸治、憲基灸之、凡二十五カ所也」であり、それは二日後の七月二十六日「今日猶灸之、今日灸了」で締め括られる。以降施灸の記録は正治二年（一一〇〇）九月二十二日「灸治」に至るまで随所にみられるも、記述のパターンを三つに分けるとが可能である。

つまり①「加灸治」のように、施灸の事実のみの記録、②「依灸治相乱」のようにその効果をも含めた記載、③「依血忌日、不加灸治」のように施灸しない理由について言及したものである。

まず施灸を行った記述を対象としてみると、一度（一日）の施灸箇所は、多いものから三〇余所（一九十余所を含む）（二回）、二五カ所（二回）、一二カ所（八十四を含む）（二回）、一〇カ所（二回）、七カ所（二回）、六カ所（一回）、兩三所（三回）、三カ所（六回）、一兩所（兩

所を含む) (二回)、一所 (四回) となっている。

さらに施灸対象となる部位が記載されているものとしては、頭 (二回)、腹 (三回)、胸 (二回)、「胸腹之間」 (二回)、背 (一回) があり、用いられる灸の草〔壮〕数に関しては、最多となる百壮 (二回) が「頭」に、後は「胸腹各七草」 (一回)、「一所僅三草」 (二回)、「一所一壮」 (二回) 施されている。

一方鍼治療の方は、灸に比べ記載が単純となっており、嘉応二年 (一一七〇) 七月六日「憲基来鍼齒下」を皮切りに、寿永三年九月六日まで一八回施術されている。内一五回が「齒下」への鍼で、後は「口」 (一回)、「齒下並舌」 (二回)、場所の特定されていない「鍼」 (一回) となっている。

これにより灸の場合と違い、鍼が施術場所やその頻度において、極めて限定的に用いられていたことが推察される。

(日本鍼灸研究会)